

鳥取市スポーツ指導者バンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取市におけるスポーツに関する専門的な知識や経験、技能等を有している指導者を発掘し、その情報を提供する鳥取市スポーツ指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）を設置することにより、本市中学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の取組はもとより市民のスポーツ活動の普及・振興を図り、もって豊かな地域社会に寄与することを目的とする。

(業務)

第2条 指導者バンクの行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 指導者の登録、更新及び取消しに関すること。
- (2) 登録情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 指導者の発掘に関すること。
- (4) その他指導者バンクの設置目的の達成に必要な事項に関すること。

(登録対象者の資格)

第3条 指導者バンクに登録できる対象者は、スポーツについての専門性及びアマチュア精神に則ったスポーツ振興への熱意及び見識を有し、かつ、ボランティアへの熱意を持ち、知識、経験及び技能を地域社会へ積極的に役立てようとする意欲のある者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、指導者バンクを利用して政治、宗教又は営利を目的とする活動をしようとする場合は登録できないものとする。

- (1) 原則として本市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者（高等学校在学者は除く。）であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格を有する者又は取得する予定のある者
 - イ 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体及び加盟団体が関係する上部団体が認定する資格を有する者又は取得する予定のある者
 - ウ スポーツ理論に関する学識経験者
 - エ 健康及びスポーツ安全に関する学識経験者
 - オ 中学校の部活動地域移行に向けて、その趣旨を理解し指導できる者
 - カ その他鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者
- (3) 前号ウからカまでのいずれかに該当する者であって、同号ア又はイの資格を有していない者は、教育委員会が適当と認める研修会、講習会等を受講した者又は受講予定のある者であること。
- (4) 過去の指導において、体罰、ハラスメント等スポーツ指導者として不適格と認められる事項のない者であること。

(登録方法)

第4条 指導者バンクに登録を希望する者は、鳥取市スポーツ指導者バンク登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出するものとする。

- 2 指導者バンクに登録を希望する者が属する団体が申請書を提出する場合は、団体登録ができるものとする。
- 3 教育委員会は提出された申請書を審査し、その結果を鳥取市スポーツ指導者バンク登録審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 4 教育委員会は申請書が適当であると認めたときは、鳥取市スポーツ指導者バンク登録者名簿に記入することにより指導者バンクに登録するとともに、その者に鳥取市スポーツ指導者バンク登録者証（様式第3号）を交付するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録した日を含む年度から5年度目の3月末日までとする。

(登録の抹消)

第6条 教育委員会は、指導者バンクに登録した者（以下「登録者」という。）が次の各号の

いずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 指導者バンクを利用して政治活動、宗教活動又は営利行為をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 登録者から鳥取市スポーツ指導者バンク登録辞退届(様式第5号)の提出があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が不適格と認めたとき。

2 教育委員会は、前項による登録取り消しを行ったときは、鳥取市スポーツ指導者バンク登録取消通知書(様式第6号)により当該登録者へ通知するものとする。

(登録者の役割)

第7条 登録者は、指導者バンクを利用する団体等(以下「利用者」という。)の要請に応じて実技指導、講義(以下「指導等」という。)などを行う。

(登録の変更)

第8条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に鳥取市スポーツ指導者バンク登録事項変更届(様式第4号)を提出するものとする。

(登録の更新)

第9条 登録者は、第5条に規定する登録の有効期間の満了する日の2ヶ月前から当該満了する日までの間に申請書を提出することにより、登録の更新を申請することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書の内容を適当と認めた場合、登録を更新することができる。

(登録者の公表)

第10条 登録者の情報で公表するものは、申請書に記載された事項のうち、氏名又は団体名、指導種目、活動可能時間帯、活動範囲及び謝礼等とする。ただし、登録者の申出があったときは、この限りでない。

(指導者バンクの利用)

第11条 利用者は、本市内の中学校又はスポーツ活動を行う団体等であって、過度の勝利至上主義を目指すことなくその規模・活動内容及び安全管理が適切なものとする。

2 指導者バンクを利用しようとする活動の内容が政治、宗教又は営利を目的とする場合は、指導者バンクを利用することができない。

3 その他教育委員会が適当と認めた団体等であること。

(報告)

第12条 登録者が利用者から指導等の要請を受けた場合は、教育委員会にその旨を報告しなければならない。

(利用者負担)

第13条 登録者への謝礼、交通費その他の指導等に必要となる経費(登録者が希望する場合に限る。)は、利用者の負担とする。

2 前項の経費の額は、登録者と利用者の協議により決定するものとするが、第1条に掲げる指導者バンクの設置目的に鑑み、利用者の過度な負担とならないものとしなければならない。

(傷害保険)

第14条 登録者及び利用者は、必要に応じ傷害保険等に参加するものとする。

(事故)

第15条 指導等に伴い発生した事故及び損害については、教育委員会は責任を負わないものとする。

(所管)

第16条 指導者バンクは、本市のスポーツ担当課が所管する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、指導者バンクに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。